

地域を応援するマンスリー・レター

平成24年2月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
北海道開発局開発監理部
北海道運輸局企画観光部
北海道労働局職業安定部
北海道経済部
編集事務局：北海道経済部経営支援局
中小企業課中小企業企画 G
TEL：011-204-5330
平成24年1月20日号（第35号）
＜毎月20日発行＞

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどをタイムリーにお届けします。

I 東日本大震災で影響を受けた中小企業者等の皆様向けの対策について

緊急産業対策総合相談窓口の設置（北海道）

道では、東日本大震災の影響により大きな被害を受けた東北地方の生産活動の補完や、首都圏の電力事情に応じた本道における機能代替など、国内の生産活動への貢献に向け、道として情報の収集・発信等に積極的に取り組むため、次のとおり、ワンストップ相談窓口である「緊急産業対策総合相談窓口」を設置しています。

- ◆目的：オフィスや研究開発施設、工場などの道内における空き状況等をはじめ、部品調達先としての道内企業の情報など、首都圏企業からの様々な相談等に総合的かつ迅速に対応する。
- ◆設置場所：北海道経済部緊急産業対策室（011-204-5927）
北海道東京事務所（03-3580-9585）
- ◆提供情報：産業インフラに関する情報
受発注斡旋や労働力確保に関する情報
企業活動に必要な生活インフラに関する情報
- ◆受付時間：9：00～17：00
- ◆道内企業の関係者の皆さんには、自社の用地、生産スペース、生産能力など、道外企業へ提供できるインフラ関連等の情報がありましたら、提供いただけますよう、ご協力をお願いします。

中小企業等経営・金融相談室（北海道）

道では、東日本大震災により影響を受けた中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談窓口として「東日本大震災関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

- ◆設置場所：北海道経済部経営支援局中小企業課内
各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内
後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆メールでの問い合わせ先：経営相談 keizai.chushokigyoy1@pref.hokkaido.lg.jp
金融相談 keizai.chushokigyoy1@pref.hokkaido.lg.jp
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/touhokuchihoutaiheiyouokijishin.htm>

労働相談（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしていますが、この度の東日本大震災の影響を受けた中小企業者の方及び労働者のみなさんからの労働相談もあわせてお受けしています。相談

は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）

◆受付時間：平日の午前9時から午後8時まで

◆労働相談は、上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。
（石狩振興局以外の受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。）

◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

災害貸付（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた中小企業者等の皆様の事業の早期復旧と経営の安定を図るために、災害貸付の取り扱いを行っています。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」

◆融資対象者：・道内に事業所を有する中小企業者等であって、東日本大震災による災害により被害を受けた方（道内に本店を有する事業者の場合、道外での被害も対象となります。）

・道外に本店を有する中小企業者等であって、東日本大震災により被害を受けたことに伴い、北海道に移住営業又は移住転業し、その後も道内で事業活動を継続する方

◆資金用途：設備資金、運転資金

◆融資金額：設備資金 8,000万円以内
運転資金 5,000万円以内
※融資金額については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
（1企業あたり合計1億3千万円限度となります。）

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/kny/yuushi/saigaitouhokutaiheiyou.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災等関連特別貸付（北海道）

道では、東日本大震災等の発生による経済環境の急変により経営に支障を生じている中小企業の方を対象とした資金の取り扱いを開始しました。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金「東日本大震災等関連特別貸付」

◆融資対象者：次の各号のいずれかに該当する中小企業者等

(1) 特定被災区域の事業者との取引関係により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みの方

(2) 東日本大震災による急激な取引減少等により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少する見込みの方

(3) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している方

◆資金用途：運転資金（保証付き道制度融資の借換えに要する資金を含む）

◆融資金額：1億円以内

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/touhokutaiheiyuokijishin.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）

制度概要

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等が対象。

金融機関から、事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする制度です。（借入額の全額に対して保証します。）

①対象者（下記のいずれかに該当する方）

< 特定被災区域内の方 >

- ・震災の影響により業況が悪化している方
→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。
（震災後の3ヶ月につき前年同期比▲10%）
※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。
（写しで可）
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

< 特定被災区域外の方 >

- ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方
→特定被災区域内の事業者との取引等、震災による売上高等の減少（震災後の3ヶ月につき前年同期比▲10%）につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、震災による売上高等の減少事由を説明する「理由書」が必要。
- ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方
→風評被害による契約の解除等、震災による売上高等の減少（震災後の3ヶ月につき前年同期比▲15%）につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、上記と同様に「理由書」が必要

②保証限度額：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。

③保証料率：0.8%以下 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

④保証人：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

特定被災区域・・・（政令指定）

岩手県・宮城県・福島県の全域、

青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。

詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

東日本大震災復興特別貸付（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

制度概要

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度。特に、事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人等を通じた利子補給制度（実質無利子化）も創設。

1. 対象者

①直接被害者

地震・津波等により直接被害を受けた方

→市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可、事後提出可）

原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」）内の方。

→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可、事後提出可）

②間接被害者

直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方

→直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）又は被害証明書が必要。

（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、お申し込み先にご提出ください。）

→具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で、i) 借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる、又は、ii) 借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期比に比して10%以上減少した方となります。

③その他の方

その他、震災の影響により、業況が悪化している方。

2. 貸付限度額

日本公庫（中小事業）・商工中金7.2億円、日本公庫（国民事業）4,800万円

※上記①の直接被害者・上記②の間接被害者は、更に『別枠』での利用が可能です。

3. 貸付期間・据置期間

設備資金15年以内、運転資金8年以上（据置期間：最大3年）

4. 貸付利率

日本公庫 中小事業1.65%、国民事業2.15%、商工中金1.65%

※貸付期間5年以上の基準利率（平成23年10月末現在）。

※利率は、担保、財務状況、返済期間等により変動。

上記貸付利率から、売上等が減少している場合は▲0.3%、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%の金利減免措置を利用することが可能です（最大▲0.5%）。

直接被害者・間接被害者に対しては、更に『別枠』を用意。

（※別枠部分からのご利用も可能です。）

2. 『別枠』部分の貸付限度額

前項の枠に加え、以下の『別枠』でのご利用が可能です。

日本公庫（中小事業）・商工中金 3億円、日本公庫（国民事業）6千万円

3. 『別枠』部分の貸付期間・据置期間

①直接被害者の『別枠』部分

設備資金20年以内、運転資金15年以内（据置期間：最大5年）

- ②間接被害者の『別枠』部分
設備、運転ともに15年以内（据置期間：最大3年）

4. 『別枠』部分の貸付利率

日本公庫 中小事業1.65%、国民事業2.15%、商工中金1.65%
※貸付期間5年以内の基準利率（平成23年10月末現在）。利率は返済期間等の事情により変動。

①直接被害者の『別枠』部分

- ◇上記貸付利率から▲1.4%引き下げられた金利を適用。
貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）。
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%を適用。）
- ◇事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。

②間接被害者の『別枠』部分

- ◇上記貸付利率から▲0.9%の金利引き下げに加え、
 - i) 売上等が減少している場合は▲0.3%
 - ii) 雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%（合計で最大▲1.4%）。貸付後3年間、3千万円を上限。
（貸付後4年目以降又は、上限額を上回る部分は最大▲0.5%を適用。）

※上記金利引き下げ措置について、平成23年3月14日以降に日本公庫等から災害復旧貸付により貸付を受けている部分は貸付当初に遡って適用されることとなります。

※沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

- ◆貸付期間、貸付利率等についてはこちらのHPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html>

- ◆問い合わせ・相談窓口

日本政策金融公庫 ○平日：TEL 0120-154-505
商工組合中央金庫 ○平日：TEL 0120-079-366

勤労者福祉資金（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、被害の復旧に要する経費や医療費などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）
○2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金使途：災害資金、住宅補修資金（離職者以外の方）、医療資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内
季節労働者の方 120万円以内
離職者の方 100万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

※申込にあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申込を希望される金融機関へお問い合わせください。

地域活性化ワイド資金（北海道）

道では、本道経済の活性化や雇用の創出などが期待される公益社団法人やNPO法人など、幅広い事業者の方々が取り組む経済活動を支援するための融資を行っています。

- ◆融資制度名：地域活性化ワイド資金
- ◆融資対象者：最近1年以上、同一地区内で事業を行っている、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、社会福祉法人、NPO法人など
- ◆資金使途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等 8,000万円以内
(運転資金は3,000万円以内)
NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人等
1,000万円以内(融資金額には特例があります。詳しくは下記へご相談下さい)
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/waido.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業部 商工労働観光課 後志総合振興局小樽商工労働事務所

雇用調整助成金（北海道労働局）

東日本大震災の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の一部が助成されます。

- ◆主な支給要件：○雇用保険の適用事業主であること。
○生産量又は売上高など事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。
- ◆受給額：休業手当相当額の2/3（中小企業は4/5）
- ◆支給限度日数等詳しくは、北海道労働局又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。
- ◆問い合わせ先：北海道労働局職業安定部職業対策課 011-709-2311（内線3685）

被災者雇用開発助成金（北海道労働局）

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給します。

- ◆対象となる労働者：1 震災により離職された方（次の①から③のいずれにも該当する方）
 - ①震災発生時に、被災地域において就業していた方
 - ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
 - ③震災により離職を余儀なくされた方2 被災地域に居住する方で、震災後安定した職業についたことのない方
※震災により被災地域外に住所、居所を変更している方を含みます。
- ◆支給額：支給対象期間 1年間

- | | | |
|-----------|------|------|
| ①短時間労働者以外 | 大企業 | 50万円 |
| | 中小企業 | 90万円 |
| ②短時間労働者 | 大企業 | 30万円 |
| | 中小企業 | 60万円 |

◆問い合わせ先：北海道労働局職業安定部職業対策課

TEL 011-709-2311 内線 3685

北海道労働局ホームページ（リーフレット）

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0004/8949/topics363.pdf>

New 原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として、北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

【対象者】 観光業・輸出等の道内事業者

【相談対応者】：道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士

【相談内容】：・東京電力への損害賠償申請に関すること
・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか

【参加費】：無料

【日程・会場】

○事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合
・弁護士会から講師を派遣いたします。

<講師派遣日程>（ご要望の日程に添えない場合もありますので了承願います。）

日程	講師の派遣を行う地域
H24.2.13(月)～ 2.21(火)	・道南圏 [渡島・桧山(総合)振興局管内]
H24.2.22(水)～ 2.29(水)	・道北圏 [上川・留萌、宗谷(総合)振興局管内]、 ・オホーツク圏 [オホーツク総合振興局管内]
H24.3.1(木)～ 3.9(金)	・十勝圏 [十勝総合振興局管内] ・釧路・根室圏 [釧路・根室(総合)振興局管内]
H24.3.12(月)～ 3.30(金)	・道央圏 [空知・石狩・後志・胆振・日高(総合)振興局管内]

○単独での相談会参加を希望する場合

日程	開催地	会場
H24.2.13(月)～ 3.30(金)	旭川市、釧路市 札幌市、函館市	後日、個別にお知らせします。 ※各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。

<相談会開催にあたっての注意事項>

○事前に、東電の「請求書用紙」を用意して下さい。

*必要となる請求書用紙の種類：～観光業者の場合：「観光業者用B」＋「その他請求用」

～輸出業者の場合：「輸出用」＋「その他請求用」

※必要に応じ「間接用」も準備願います。

*請求書用紙の請求方法：～東電「福島原子力補償相談室（コールセンター）」へ電話連絡により請求して下さい。（0120-926-404 受付 9:00～21:00）

◎東電の請求書用紙「観光業者用B」の対象業種は、次のとおりです。
宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、
文化・社会教育施設、観光地での飲食業・小売業

*請求書用紙の請求方法：～東電「福島原子力補償相談室（コールセンター）」へ電話連絡により請求して下さい。（0120-926-404 受付 9:00～21:00）

【申込応募締切】平成24年1月31日（火）

※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>

申込・問い合わせ先：北海道経済部観光局 観光戦略グループ（山口、佐々木）

TEL：011-204-5302 FAX：011-232-4120

II 現在募集している（または近日募集を開始する）通常の事業支援メニュー

New 北海道事業引継ぎ支援センターの設置

北海道経済産業局では、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく認定支援機関（札幌商工会議所）に、中小企業者の「事業引継ぎ」に係る相談や民間支援機関への橋渡しを行う「北海道事業引継ぎ支援センター」を設置しました。

※「事業引継ぎ」とは、後継者不在などで事業活動を継続できない企業が、事業を他の企業に売却し、引き継いでいただくことです。

◆北海道事業引継ぎ支援センター

札幌商工会議所（土日祝日を除く 10:00～16:00）

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階

TEL: 011-231-1768

◆実施体制

事業の譲渡や承継等に関して知識や経験を有する専門家を配置し、中小企業者の相談に応じます。なお、相談内容が漏洩することのないよう、相談に対応する専門家及び認定支援機関の役職員には守秘義務を課しています。

◆業務内容

（第一次対応）

- ・中小企業者の事業引継ぎ等の相談に応じます。
- ・事業実態や支援ニーズの把握、事業引継ぎに向けての課題の抽出を支援します。

（第二次対応）

- ・第一次対応を踏まえ、事業引継ぎを希望される中小企業者に対し、必要に応じて外部専門家も活用しながら、企業概要等資料の作成を支援します。
- ・中小企業者の希望に応じ、民間支援機関への橋渡しを行います。（その後は、中小企業者と民間支援機関で契約締結、民間ベースでの取引となります。）

New 実践型地域雇用創造事業

雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援する事業である「地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）」と「地域雇用創造推進事業」が統合され、平成24年度から「実践型地域雇用創造事業」となります。

事業の採択については、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものが厚生労働省において選抜され、当該協議会にその事業の実施を委託するものです。

1 事業内容

①雇用拡大メニュー（例）

- ・創業や雇用拡大等に伴う人材確保や労務管理についての研修
- ・中核的又は専門的人材の誘致、確保の手法等についての研修

②人材育成メニュー（例）

- ・地域求職者等に対するスキルアップ研修、職場体験
- ・地域内外の講師招聘による研修

③就職促進メニュー（例）

- ・研修、講習に関する情報収集及び提供

- ・合同就職セミナー、面接会等の開催
- ④雇用創出実践メニュー（例）
 - ・地域ブランド商品の開発、販路開拓の事業
 - ・旅行商品開発や観光誘客の事業

2 事業規模

委託費は1地域あたり各年度2億円を上限に、事業期間は3年度を上限
年間65地域程度を予定

3 募集期間（24年度1次募集）

2月上旬～3月初旬

◆問合せ先

北海道労働局職業安定部職業対策課 011-709-2311 内線3685

New 「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」の開設

北海道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、新たに設置する「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援します。

- (1) 設置箇所 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目）
※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置
- (2) 開設時期 平成24年2月1日
- (3) 事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
 - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
 - ・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携

◆お問い合わせ先：北海道 経済部労働局 雇用労政課 労働企画グループ
電話 011-204-5353

平成23年度ビジット・ジャパン通年キャンペーン

観光庁では、ビジット・ジャパン事業の中心的な事業の一つとして、事業者の皆様のご協力のもとオールジャパンで多くの外国人旅行者を日本にお迎えするために「VISIT JAPAN2011」キャンペーンに取り組んで参ります。

今回のキャンペーンへご参画いただいた場合、

- ①御社施設やご提供いただく特典情報を8言語で世界へアピールします
- ②インバウンドに関する様々なお役立ち情報や、便利な店頭ツールが入手できます
- ③参加は無料。インバウンド相談窓口の利用もできる

など大きなメリットがあります。

※なお、本キャンペーンのご参画条件として、キャンペーン期間中訪日外国人旅行者への特典をご提供いただく必要がございます。

スケジュール等につきましては以下のとおりを予定しております。訪日外国人旅行者数の本格回復に向けての受入体制・意識の強化のために、みなさまにご協賛いただきたくご案内します。

- ・6/13 新規協賛事業者登録開始 <https://www.visitjapan-partner.jp/>
- ・8/1～ WEBサイト本格オープン
- ・9/1～11/30 秋キャンペーン開催
- ・12/1～2/28 冬キャンペーン開催

・3/1～3/31 春キャンペーン開催

◆お問い合わせ先

【事務局：(株)ジェイアール東日本企画（受託事業者）】

・ビジット・ジャパン・キャンペーン・サポート事務局

開設期間：5月9日～2012年3月31日 10：00～17：00

*土日祝日休

TEL：03-5447-7025 FAX：03-5447-7235 E-mail：info@vj-support.jp

省エネルギー・新エネルギー導入支援事業

- ◆民生用燃料電池導入支援補助金<3次補正予算>
【公募期間】平成23年12月19日～平成24年1月31日
- ◆ガスコージェネレーション推進事業費補助金<追加公募>
【公募期間】平成23年12月5日～平成24年1月31日
- ◆高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金（天然ガス分野）<3次補正予算>
【公募期間】平成23年12月1日～平成24年2月15日
- ◆高効率ガス空調設備導入促進事業補助金（LPガス分野）<3次補正予算>
【公募期間】平成23年12月14日～平成24年2月15日
- ◆住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業<3次補正予算>
【公募期間】平成23年11月25日～平成24年3月30日
- ◆建築物節電改修支援事業費補助金<3次補正予算>
【公募期間】平成24年1月30日～2月29日
- ◆エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（BEMS）の公募について<3次補正予算>（告知）
※公募内容、公募期間等詳細は後日決定
- ◆エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（HEMS）の公募について<3次補正予算>（告知）
※公募内容、公募期間等詳細は後日決定
- ◆定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金<3次補正予算>（告知）
※公募内容、公募期間等詳細は後日決定
- ◆詳しくは、以下のホームページを参照ください。
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

ほっかいどう省エネ・新エネ人材バンク

- ◆事業概要
省エネルギー・新エネルギーについて、技術的な相談のできる専門家を登録し、中小企業者等の要望に応じて派遣することにより、地域の中小企業への省エネ・新エネ推進体制の強化を図るものです。
- ◆派遣対象
道内に事業所を置く中小企業者等です。
- ◆派遣内容
・省エネルギー設備の導入や運用改善に関する助言
・新エネルギーの導入に関する助言
・その他、地域中小企業の省エネ・新エネ推進に資する業務
※派遣日数は1日です（移動日は含みません）。
- ◆費用負担
謝金として10,000円/回を申請者の方から派遣者へお支払いいただきます（道が認めた場合に限り、市町村による代位弁済も可能です）。なお、派遣者の旅費は北海道が負担します。
- ◆申請受付期間：平成24年2月15日まで
- ◆その他：省エネ・新エネ人材バンクへの登録者も募集しています。
- ◆申請・お問い合わせ先：北海道 経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ
電話 011-204-5319 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/enebank.htm>

食クラスター連携協議体（FC/NW）への参画のお願い

現在 1,529 の機関に参画いただき、269 件の提案プロジェクトを受け付けています。（12月末現在）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

昨年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、北海道経済連合会、北海道農業協同組合中央会、北海道経済産業局、北海道の4者が発起人となり、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NW では、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

「食の新時代」を開拓していくオール北海道の取組です。是非とも本趣旨をご理解いただき、ご参画くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加に係る経費は無料で、現在、プロジェクトをお持ちでなくても、今後主体的に活動されたい方であれば、どなたでも参画いただけます。

参画者には次のような機会を提供します。

- ① 参画者に提案いただいたプロジェクトについて、中核支援機関（北海道立総合研究機構、北海道科学技術総合振興センター、北海道中小企業総合支援センター、中小企業基盤整備機構 北海道支部、北海道貿易物産振興会）などが全道的なサポート体制で支援方策等を検討します
- ② 国や道の支援事業や、各プロジェクト推進に必要な専門家やパートナー情報等について、適宜情報発信します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。

https://www.fc-nw.jp/m-recruit/participation_mf.html

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌 MN ビル8階

北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：沖野、佐藤、村下、上野） TEL：011-204-5979

E-mail：okino.hiroshi@pref.hokkaido.lg.jp satou.masanori@pref.hokkaido.lg.jp
murashita.masahiro@pref.hokkaido.lg.jp ueno.syuuji@pref.hokkaido.lg.jp

『食の磨き上げ職人』

◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。

◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤー8名にご協力をお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、バイヤー目線から商品について市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者のご負担はかかりません。

ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。
なお、アドバイスが企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。

◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）

◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL（商業経済交流課 HP 内）からダウンロードしてください）を記載し、北海道経済部産業振興局食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 産業振興局 食関連産業室 マーケティング支援グループ
Tel：011-204-5766（担当：上原、井澤）

地域若年者雇用奨励事業

地域における雇用の創出を促進するため、若年者（39歳以下）の雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を行なう中小企業、NPO等に対して補助金を交付するとともに、若年者の雇い入れの状況に応じた奨励金を支給します。

【補助金・奨励金】

◆支給要件

次の要件を全て満たすこと

- ・新規開業、新事業展開の取組実施（ただし、札幌市を除く道内市町村で行う事業に限る。）
- ・若年者（39歳以下）2名以上を3カ月以上正規雇用

※これから開始する事業のほか、平成23年4月1日以降に開始した事業が対象となります。

◆補助金

①補助対象経費

- ・設備資金（機械装置、備品等取得に要する経費） ※土地、建物、構築物除く
- ・運転資金（事業運営に要する経費）
- ・既卒3年以内の者に係る人材育成経費（資格取得、研修等に要する経費）

②補助率及び限度額

補助対象経費の1/2以内 150万円限度

◆奨励金

雇い入れた正規雇用若年者数（10人まで）に応じ、

2～4人 1人当たり 15万円（既卒3年以内の者 20万円）

5～10人 1人当たり 30万円（1人目から）

【推進費】

事業者の希望により専門家を派遣し、事業の立ち上げ等をサポートします。

詳しくは、HPまたは下記問い合わせ先まで。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/jakunen_shorei.htm

問い合わせ先：北海道 経済部 労働局 雇用労政課 地域雇用再生グループ（011-204-5349）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

Ⅲ 現在募集している（または近日募集を開始する）セミナーや職業訓練など

New 「企業間インターンシップ」

北海道では、他社との人的交流や製造工程等に触れる機会となる「企業間インターンシップ」を、道内中小企業において有効な人材育成方策の一つとして位置づけています。

このたび、(株)ダイナックス（千歳市、自動車部品製造）のご協力をいただき、幅広い業種を対象に、異なった企業文化に触れることによる意識改革などを目的とした企業間インターンシップを実施します。

北海道を代表する企業の現場などを肌で学べる大変良い機会ですので、ぜひご参加ください。

【日時】 平成24年2月27日(月)～29日(水) 8:30～16:30

【場所】 (株)ダイナックス千歳本社及び本社工場
(千歳市上長都 1053 番地 1)

【定員】 15名を限度 申込先着順

【締切】 平成24年2月8日(水) 若しくは定員になり次第締切

【派遣元企業の業種】

業種は問いませんが、自動車関連製造業とは異なる業種を優先します。

【開催内容】

会社・製品紹介、安全衛生環境教育、5S5定、工場見学、QCサークルと改善提案活動、
知財管理等

(なお、実施に際して不都合が生じた場合には、カリキュラムに多少の変更もありうることを
ご承知置きください。)

【主催】 北海道

【協力】 (株)ダイナックス

【参加費】 参加料は無料ですが、参加にあたっての滞在費・交通費等は自己負担となります。

【お問い合わせ先】

北海道経済部労働局人材育成課産業人材支援グループ(担当者:安達)

TEL:011-204-5098 FAX:011-232-1044

申込方法等、詳しくは → <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/intern.htm>

道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の職業訓練

◆ 新規学卒者や求職者のための職業訓練です。(平成24年4月開講のもの 追加募集)

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校では、学卒者や求職者を対象に1～2年の職業訓練を実施しています。

道内各高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、これまで募集していた1～2年間の職業訓練(4月開講)について、定員に余裕のある科目の追加募集を行います。対象科目、募集日程など詳しくは各学院及び障害者校にお問い合わせください。

※ 求職者の方は、ハローワークの受講あっせんが必要となります。

高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校

(追加募集についてお問い合わせお待ちしております)

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ○ 札幌高等技術専門学院(札幌市) | (問い合わせ先: tel 011-781-5541) |
| ○ 函館高等技術専門学院(函館市) | (問い合わせ先: tel 0138-47-1121) |
| ○ 旭川高等技術専門学院(旭川市) | (問い合わせ先: tel 0166-65-6667) |
| ○ 北見高等技術専門学院(北見市) | (問い合わせ先: tel 0157-24-8024) |
| ○ 室蘭高等技術専門学院(室蘭市) | (問い合わせ先: tel 0143-44-3522) |
| ○ 苫小牧高等技術専門学院(苫小牧市) | (問い合わせ先: tel 0144-55-7007) |
| ○ 帯広高等技術専門学院(帯広市) | (問い合わせ先: tel 0155-37-2319) |
| ○ 釧路高等技術専門学院(釧路市) | (問い合わせ先: tel 0154-57-8011) |
| ○ 障害者職業能力開発校(砂川市) | (問い合わせ先: tel 0125-52-2774) |

IV その他

「産業人材育成研修情報ポータルサイト」

◆ 道内の産業人材育成研修を一元化して掲載しています。

これまで道内の各機関が実施する産業人材育成を目的とした研修は、各機関がそれぞれ発信し募集を行っておりますが、この度、各機関の募集情報を一元化した道のホームページ「産業人材育成研修情報ポータルサイト」を開設いたしましたので、ぜひご利用ください。

また、当サイトにおいて利用者登録を行うことで、いち早く新着情報をメールで知ることができる他、希望する研修に関するアンケートにお答えすることで、研修提供機関とのマッチングが行われ、道内の産業人材育成に関する体制の充実に貢献できますので、積極的な利用者登録をお願いいたします。

1 ポータルサイトアドレス

<http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/match/index.html>

2 掲載の研修

(1) 平成24年1月以降に実施予定の道内の公益的機関が主催する研修。

現在、道内の30機関・240コース(講座)数を掲載しています。

なお、情報については、月一回更新の予定。

(2) 求職者に対する職業訓練のほか、研修実施機関の職員や会員のみを対象としたものは掲載しておりません。

お問い合わせ先：北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材支援グループ (担当：安達) 電話 011-204-5098

あじ研北海道（北海道）

～ 北海道が発信する「食の研究」サイト [「あじ研北海道」](#) ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及び成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。

ぜひご覧ください。

■掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

■掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
北海道立工業技術センター
北海道大学 産学連携本部 ほか

■URL：<http://www.ajiken-h.jp>

■問い合わせ先

北海道経済部産業振興局食関連産業室食品産業振興グループ（TEL011-204-5312）